

◎新潟県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市八箇字南沢壬2の2、壬2の14、壬2の18、壬2の24、壬2の31から壬2の45まで、壬2の47、壬2の48、壬2の59、壬2の67、壬2の68、壬2の91、壬2の92、壬2の94から壬2の116まで、字中ノ沢丙565、丙567、丁857、辛1320、辛1325、壬3の8、壬3の25から壬3の53まで、壬3の126、字かのくら丁855、丁856、字正面ケ原丁859、字正面原戊907、字なごめん己637

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）